

令和3年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

問 A県在住のXは、3年ほど前に児童買春事件の被告人として、簡裁で罰金刑の略式命令を受け、即日納付した。ところが、同人物は逮捕に際して実名入りで全国紙の新聞記事に掲載され、同じ情報がG（グーグル）社の検索エンジンにより、インターネット上のさまざまなサイトに繰り返し掲載され、現在に至っている。そこでXは、直接にその情報を掲載しているサイトに対してでなく、G社を相手取り、検索結果の削除を求める民事訴訟を提起した。

この訴訟でXの代理人となった弁護士Bは、同種の訴訟で2017（平成29）年1月31日に最高裁決定で、削除請求を求めた側の敗訴が確定していることを知った。そこでBは、同判例に有効に反論する説得力ある理屈により、Xの勝訴が可能となるであろう論証を考案しなければならなくなった。以下の判例を読みながら、反論する答案を作成せよ。

（参考）最高裁平成29年1月31日決定（番号およびタイトルは出題者により添付した）

①検索エンジンの意義

「検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。」

②判断枠組み

「以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

③結論

「児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。」「以上の諸事情に照らすと、・・・本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的事実を指摘しつつ、論じなさい。

【事例】

- 1 甲は、女性下着に強い執着があったところ、女性の住むアパートのベランダなどに干してある洗濯物の中から適当なものを盗み取ろうと考え、某日午前1時過ぎころ、自転車に乗って、かねてから様子を窺い知っていたBアパート（鉄筋コンクリート3階建）前に赴いた。
- 2 Bアパートは、南北約13メートル。東西約12メートルの敷地に建てられ、その周囲はブロック塀で囲まれていた。南側ブロック塀は高さ約1.5メートルで、上部に高さ20センチメートルの有刺鉄線が張られていた。建物の南側に各戸のベランダがあり、北側に外廊下と各戸の玄関が設けられていた。北側外廊下にはスレート板が取り付けられ、さらにその外側のブロック塀との間が、幅約1.3メートルのコンクリートたたきの通路（以下、単に「通路」という。）となっていた。
- 3 甲は、Bアパートの1階東端にあるA男方（妻と同居）の南側の壁を越えてベランダ内に入った。ベランダに干してある洗濯物は見当たらなかったものの、ベランダ隅に置かれていた電気洗濯機の中にA方に住む女性の下着等が入っているように思われたので、洗濯機に被せられていたビニールカバーとともに洗濯機の蓋を手で持ち上げ、その中に下着が入っているのを確認した。ところが、手が滑って蓋が落ち、音を立ててしまったことから、甲は、家人に気付かれたのではないかと思い、下着を手取ることなく直ちにベランダの外に出て、建物北側の通路の方に逃げ出した。
- 4 一方、A方室内にいたAは、以前にもベランダに人の気配を感じたことがあったため、ベランダで物音がしたうえ、カーテンを隔ててはいたが人影を明らかに認めたことから、とっさに泥棒だと思い、パジャマ姿のままサンダル履きで、玄関から外に飛び出した。そして、スレート板を乗り越えようとしている甲が見えたので、Aは、通路に出て東方向に向かった。
- 5 甲は、通路東端付近で、走ってきたAと出遭い、Aから手で胸倉を掴まれて取り押さえられそうになったため、外廊下と通路を隔てるスレート板を蹴破って暴れるとともに、逮捕を免れる目的で、Aに対し、指に噛み付いたり、手拳で顔面を殴打したりし、さらに、Aと取っ組み合いながら靴履きのままAの両大腿部を足蹴りにし、足先を踏み付けた。これによりAは、手指、足指に全治約10日間の傷害を負った。ほどなくAは甲を取り押さえ、Aの妻に呼ばれて駆けつけた隣人の者らとともに甲を現行犯人として逮捕し、司法警察員に引渡した。甲がベランダから逃げ出してからAに出遭うまでの時間は、1分か2分程度であった。
- 6 甲は、年齢30歳で、身長170センチメートルであり、Aは、年齢、45歳、身長168センチメートルで、ともに健康な男性であった。

以 上